

■福島原発行動隊は公益社団法人になりました

一般社団法人福島原発行動隊は、このたび内閣総理大臣による公益認定を得て、4月1日、新たに公益社団法人としてスタートすることになりました。詳しくは次号でお伝えします。

■川内村住民説明会を傍聴しました

3月21日、川内村主催の「警戒区域皆様との座談会と説明会」の傍聴を許可され、塩谷亘弘副理事長、家森健監事が出席しました。いわき市四倉の鬼越仮設住宅集会所を会場とし、国側から復興庁、原子力災害現地対策本部、環境省、文部科学省、経済産業省が説明役として参加していました。

説明事項は多岐にわたりましたが、主たるテーマは、次の4点でした。

1. 警戒区域の解除に伴う新たな対応について
2. モデル除染報告と本格的な除染実施について



住民説明会で説明する遠藤村長

3. 損害賠償の指針について

4. 復興庁からの情報提供について

参加住民からの意見・要望をまとめた結果、避難指示区域の見直しを行って「避難指示解除準備区域」と「居住制限区域」とすることになりました。また警戒区域の解除時期は4月1日に確定しました。警戒区域のある市町村での区域再編は川内村が最初となります。

説明会場には、多くのマスコミが取材に押しかけ、全国ネットで報道されていました。

■除染情報プラザ閲覧コーナーを視察しました

3月13日、環境省と福島県が設置した施設「除染情報プラザ閲覧コーナー」を塩谷亘弘副理事長、家森健監事が視察に訪れました。この閲覧コーナーは2月25日にオープンしたもので、除染に係る様々な情報を提供するとともに、除染事業者や除染ボランティア等の利便に資するよう設けられたものです。(以下2頁へ)



この間の主な活動内容	月/日	対象	場所
衆参議院議員への事前告知 ※	3/5	衆参議院議員会館	東京・千代田区
財政拡大プロジェクト会議(家森/伊藤/杉山/内藤/岡本)	3/7	SVCF事務所	東京・北区
第15回院内集会 ※	3/8	参議院議員会館・会議室	東京・千代田区
第1回戦略チーム会議(山田/篠原/高橋忠/種田/平井/室岡/渡部)	3/8	SVCF事務所	東京・北区
事務局連絡会 ※	3/9	SVCF事務所	東京・北区
「第1回関西モニタリング研修会」指導(伊藤邦/塩谷)	3/10	大阪保健福祉専門学校	大阪市
環境省・除染動向情報収集(家森/塩谷)	3/13	除染情報プラザ閲覧コーナー	福島市
除染情報収集(家森/塩谷)	3/13	JAEA福島技術本部	福島市
川内村情報収集(家森/塩谷)	3/13	川内村対策本部(猪狩副村長)	福島市
広野町情報収集(家森/塩谷)	3/14	広野町役場	双葉郡広野町
「廃止措置国際シンポジウム」参加(山田/森)	3/14	サンケイビル	東京・大手町
諮問会議(山田/安藤/家森/岡本/佐々木/塩谷/平井/内藤)	3/15	SVCF事務所	東京・北区
事務局連絡会 ※	3/16	SVCF事務所	東京・北区
「川内村・警戒区域皆様との座談会」傍聴(家森/塩谷)	3/21	いわき市	いわき市四倉
財政拡大プロジェクト会議(岡本/杉山/内藤)	3/21	SVCF事務所	東京・北区
第2回戦略チーム会議(山田/小柏/篠原/種田/平井/満田/室岡/渡部)	3/22	SVCF事務所	東京・北区
牧山ひろえ参議院議員との会談(山田/小柏)	3/23	参議院議員会館・牧山ひろえ事務所	東京・千代田区
福島に寄り添う円卓会議(家森)	3/23	地球環境パートナーシップオフィス	東京・渋谷区
SVCF通信第14号発送作業 ※	3/23	SVCF事務所	東京・北区
「除染モデル実証事業の成果報告会」参加(塩谷/高橋正)	3/26	福島市公会堂	福島市
環境省主催「除染等業務講習会」受講(家森/高橋正/内藤/服部)	3/27	飯田橋ファースト	東京・千代田区
「原子力規制庁の発展に向けた第2回市民会議」参加(山田/岡本/高橋正)	3/29	地球環境パートナーシップオフィス	東京・渋谷区
事務局連絡会 ※	3/30	SVCF事務所	東京・北区
Webプロジェクトチーム会議(今井/岡本/高橋晃/高橋正/鳥羽/内藤)	3/30	SVCF事務所	東京・北区
SVCF通信第15号編集および発送作業 ※	3/30	SVCF事務所	東京・北区

注1: 名前は、山田理事長以外は50音順で表記 注2: ※は事務局スタッフおよびボランティアが参加

(1頁より続く) 閲覧コーナーには除染作業の道具、放射線防護服等が展示され、福島県内の市町村の除染計画などの資料も網羅されています。

除染情報プラザは、除染ボランティアを1000人規模で人材登録し県内各自治体からの要請を受けて除染ボランティアを派遣するというスキームの下に、昨年末

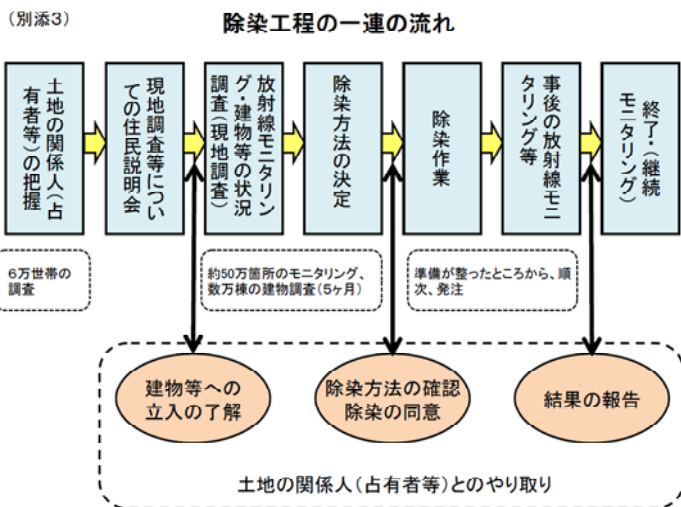
から試行的に実施されています。しかし本格的な運営にはほど遠く、積雪環境も災いしてほとんど機能していないようです。環境省と福島県挙げての一大事業とされていながらも、県内各自治体では当プラザの存在自体を知らないところも多く、周知徹底が望まれるところと

■政府の環境汚染対策に福島原発行動隊はいかに関与できるか？

●除染ロードマップ

今年の1月26日(月)、政府は「除染ロードマップ」を公表しました。その中身を見てみると、福島原発行動隊が関与できる可能性があることが分かります。

下図は除染工程の流れを図示しています。一口で除染といっても、きわめて手間のかかる手順から成り立っていることが見て取れます。



●除染工程の流れ

まず最初に「事前調査」を行わなければなりません。この事前調査の中身は、地籍調査、相続関係調査、補償調査、そしてモニタリングが含まれます。この事前調査の対象は6万世帯にのびります。

その上で住民説明会を開催するとともに、建物等への立入の了解を住民から取る必要があります。その後実際除染作業に入りますが、まずは除染方法を定めるためにあらためて現地調査を行わなければなりません。50万箇所放射線モニタリングと数万棟にのぼる建物等の状況を調査しなければならないのです。

ではその後すぐに除染に入れるかというところではありません。一軒一軒、住民から除染の同意を取り付けなければなりません。おそらくこれは大変な作業になることでしょう。除染を拒否する住民が出てくることも十分考えられます。こうした条件をクリアして初めて実際の除染作業に入ることができるのです。

さらに除染作業終了後にも再度モニタリングを行って、実際に除染作業が効果を収めたのかを確認しなければなりません。放射線量が基準値より下がっていなければ再度除染を行わなければなりません。基準値以下であれば除染作業自体は終了しますが、しかしその後何年にもわたって定期的にモニタリングを実施していく必要があります。

●仮置場の確保は深刻な問題

それだけではありません。左の図にはありませんが、まだとても大きな問題が残っています。それは、除染で出た汚染土壌などを一時的に保管しておく仮置場の確保です。

そもそもこの仮置場が確保されなければ実際に除染作業に入ることができないのです。しかしこの仮置場をどこに確保するのかがきわめて困難な問題であることは容易に想像できます。

たとえ仮置場が確保され、除染作業自体が終了したとしても、この仮置場においてもまた、週一回程度、定期的にかつ継続的にモニタリングを行っていかねばなりません。

以上から、除染作業がいかに膨大な手間と時間をかけて行われるものかお分かりでしょう。モニタリング一つとっても、事前調査におけるモニタリング、除染作業の前と後におけるモニタリング、そして以後何年にもわたる定期的なモニタリングが行われていくことになるのです。モニタリング作業に従事する作業員も膨大な数にのぼることでしょう。

●福島原発行動隊が関与できる可能性

昨年8月3日、福島原発行動隊は、政府・東電に提出した提案書の中で、当面実現可能な課題として原発内および周辺20キロメートル圏内を含む高濃度汚染地域における環境モニタリングと瓦礫処理・除染作業へ参加する意思があることを表明しました。

今回発表された「除染ロードマップ」において「除染特別地域」として除染の対象となっているのは「警戒区域」と「計画的避難区域」であり、まさにこの原発「周辺20キロメートル圏内を含む高濃度汚染地域」です。

●警戒区域と計画的避難区域の見直し

政府は昨年12月末に、警戒区域と計画的避難区域というこれまでの避難指示区域を見直し、帰還困難区域(年50mSv以上)、居住制限区域(年20~50mSv)、避難指示解除準備区域に区分し直すことを明らかにしました。除染ロードマップにおいて本格除染の対象となるのは居住制限区域と避難指示解除準備区域です。

